諮問庁:文部科学大臣

諮問日:平成27年3月27日(平成27年(行情)諮問第214号)

答申日:平成29年11月6日(平成29年度(行情)答申第288号)

事件名:特定学校法人に通知した「学校法人運営調査委員による調査結果(通

知)」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書 1 及び文書 2 (以下、併せて「本件対象文書」という。)につき、その一部を不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年12月25日付け26受文 科高第3号の38により文部科学大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」と いう。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)を取り消し、 異議申立人が開示を求める部分の開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は,異議申立書の記載によると, おおむね以下のとおりである。

文部科学省による通知、指導、助言その他の意見、照会、質問や、それらの指導・助言、照会、質問事項に対する特定学校法人からの返答であって、その内容を公にすることにより特定学校法人の経営戦略や経営状態を示すこととなり法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある(法5条2号イ該当)としたもの

これらの処分において、処分庁は具体的な情報内容に即した理由を示しておらず、抽象的な非開示理由の類型を示すにとどまっているため、何がどうして法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるのかをうかがうことができない。非開示とする理由に相当しないか、理由不備の違法がある。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 異議申立てに係る行政文書等について

本件異議申立てに係る行政文書は、別紙に掲げる本件対象文書(文書1及び文書2)である。

本件対象文書には、学校法人運営調査委員制度により、特定学校法人に

対して行った実地調査の結果、当該特定学校法人に対して通知された指導・助言等と、同指導・助言等に対する特定学校法人の改善状況が記載されている。これらのうち、別表に掲げる部分(以下「本件不開示部分1」及び「本件不開示部分2」といい、併せて「本件不開示部分」という。)については、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イの不開示情報に該当するとして不開示(原処分)とした。

原処分後,異議申立人から,「これらの処分(原処分)において,処分 庁は具体的な情報内容に即した(不開示)理由を示しておらず,抽象的な 非開示理由の類型を示すにとどまっているため,何がどうして法人の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるのかをうかがうこと ができない。非開示とする理由に該当しないか,理由不備の違法があ る。」として本件不開示部分の開示を求める旨の異議申立てがされたとこ ろである。

2 不開示情報該当性について

学校法人運営調査委員制度における実地調査による指導・助言を通知された学校法人にとって、本件対象文書は、法人の経営状態、管理運営体制等を示すものであり、競争上の地位や信頼等に関わる、みだりに知られたくない情報(例えば当該法人の運営する学校への入学志願者数に影響を及ぼし、当該法人の経営状態の悪化に繋がる情報になることもある。)に当たるため、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法 5 条 2 号イに該当するとして不開示としたものである。

異議申立人によれば、「これらの処分(原処分)において、処分庁は具体的な情報内容に即した(不開示)理由を示しておらず、抽象的な非開示理由の類型を示すにとどまっているため、何がどうして法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるのかをうかがうことができない。非開示とする理由に該当しないか、理由不備の違法がある。」ということであるが、本件対象文書の開示している部分から、不開示部分には、学校法人に対する調査を実施した結果として改善が必要とされた指導・助言等及びその指導・助言についての改善・取組状況等が記載されていることは明らかである。さらにその内容は、「法人の経営状態、管理運営体制等を示す」ものであると開示決定通知書において示している。よって、原処分における不開示部分の内容及び不開示理由とその該当性については、十分うかがい得るものといえる。

なお,本件対象文書と同様,学校法人運営調査委員制度により,学校法人に対して行った実地調査の結果,当該法人に対して通知された指導・助言等と,同指導・助言等に対する学校法人の改善状況が記載された文書の

一部開示決定に対する異議申立てがなされた際に、情報公開・個人情報保護審査会へ諮問(諮問番号:平成25年(行情)諮問第422号)を行ったところ、不開示としたことは妥当との答申(答申番号:平成25年度(行情)答申第470号)が出されている。

3 原処分に当たっての考え方について

本件対象文書は、学校法人に対して行った実地調査の結果、当該法人に対してなされた指導・助言に関する情報であり、これらの情報を何人も知り得る状態におくことについては、当該法人の信用等運営上の地位を危うくし、ひいては調査の本来の目的を阻害するおそれがある。

これらの理由により、学校法人に対して行った実地調査の結果、当該法人に対してなされた指導・助言等に関する情報が法5条2号イに規定する 不開示情報に該当するとして不開示とした原処分は妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成27年3月27日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年4月13日 審議

④ 平成29年10月6日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議

⑤ 同年11月1日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、文書1及び文書2(本件対象文書)の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とする決定(原処分)を行った。

これに対し、異議申立人は、不開示部分のうち法 5 条 2 号イを理由とする本件不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

- 2 不開示情報該当性について
- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、 改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。
 - ア 学校法人運営調査委員制度の目的は、学校法人の管理運営の組織及びその活動状況並びに財務状況等について、実態を調査するとともに、必要な指導、助言を行い、学校法人の健全な経営の確保に資することである。
 - イ 本件対象文書は、理由説明書(上記第3)の記載のとおり、学校法 人運営調査委員制度により、特定学校法人に対して行った実地調査の

結果、特定学校法人に対して通知した指導・助言等及び同指導・助言 等に対する特定学校法人の改善状況が記載された文書である。

ウ 学校法人運営調査委員制度における実地調査による指導・助言等の 内容及び同指導・助言等に対する特定学校法人の改善状況報告書等に ついては、特定学校法人の経営状態、管理運営体制等を示すものであ り、競争上の地位や信用等に関わる、みだりに知られたくない情報で あり、調査の具体的結果や、指摘の内容は、法人が特定されない方法 であっても公表していない。

なお、学校法人に対し、当該調査を受けたという事実、指摘内容等についてその判断で公にすることを禁じているわけではないが、文部科学省において、特定学校法人が本件不開示部分を公表しているか確認したところ、公表の実態は確認できなかった。

- (2)以下,上記諮問庁の説明を踏まえ検討する。
 - ア 本件不開示部分には、①指導・助言事項として記載された事項、② その他の意見として記載された事項、③特定学校法人の改善状況報告 書に記載された事項及び④通知文の一部の記載が認められる。
 - イ 上記のいずれの記載事項も特定学校法人の経営状態,管理運営体制等を示すものであり,競争上の地位や信用等に関わる,みだりに知られたくない情報に当たるため,公にすることにより,特定学校法人の権利,競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする上記(1)ウの諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を 左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号及び 2 号 イに該当するとして不開示とした決定については、異議申立人が開示すべ きとする部分は、同号イに該当すると認められるので、不開示としたこと は妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡,委員 泉本小夜子,委員 山本隆司

別紙(本件対象文書)

- 文書1 文部科学省から特定学校法人に対して通知した「学校法人運営調査委員による調査結果(通知)(H24.2.10付け文書, H24.11.19付け文書, H25.11.15付け文書)
- 文書2 特定学校法人から提出された「改善状況報告書」(H24.7.31 付け文書, H25.7.10付け文書)

別表

1			2
本件不開示部分			不開示理由
文書 1	本件不開示部	学校法人運営調査委員に	法5条2号イ
	分 1	よる調査結果(通知)に	
		記載された①通知文の一	
		部、②指導・助言事項及	
		び③その他の意見	
文書 2	本件不開示部	改善状況報告書に記載さ	法 5 条 2 号イ
	分 2	れた①指導・助言事項,	
		②「指導・助言事項」に	
		対する改善・取組状況及	
		び③「指導・助言事項」	
		に対する改善が十分に図	
		られなかった場合、その	
		理由及び今後の改善計画	